

令和 6 年矢巾町議会定例会 5 月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (5 月 9 日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第 1 6 号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	5
○議案第 5 8 号 町道谷地線交通安全施設整備その 1 工事請負契約の変更について	6
○議案第 5 9 号 町道島線交通安全施設整備その 4 工事請負契約の変更について	8
○議案第 6 0 号 給水装置の事故による損害賠償請求事件の損害賠償額を定めるこ とについて	1 0
○散 会	1 3
○署 名	1 5

議 案 目 次

令和 6 年矢巾町議会定例会 5 月会議

1. 報告第 16 号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 議案第 58 号 町道谷地線交通安全施設整備その 1 工事請負契約の変更について
3. 議案第 59 号 町道島線交通安全施設整備その 4 工事請負契約の変更について
4. 議案第 60 号 給水装置の事故による損害賠償請求事件の損害賠償額を定めることについて

令和6年矢巾町議会定例会5月会議議事日程（第1号）

令和6年5月9日（木）午後2時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第16号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 4 議案第58号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更について
- 第 5 議案第59号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更について
- 第 6 議案第60号 給水装置の事故による損害賠償請求事件の損害賠償額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦 略課長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
上下水道課長	浅 沼 亨 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	千 葉 欣 江 君
主 事	渋 田 稀 結 君		

午後 2 時 0 0 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和6年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより5月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

17番 谷 上 知 子 議員

1 番 高 橋 恵 議員

2 番 高 橋 敬 太 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の5月会議の会議期間は、5月8日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、5月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第16号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第3、報告第16号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に

関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第16号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告する事故につきましては、矢巾町大字南矢幅第8地割地内において、公用車を町職員が後退させる際、後方の安全確認不足により、車両後方のアパートに設置をされております雨どいに接触をし、破損させたものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合が10割との査定から、雨どいの修繕代金17万6,000円を支払うものであります。

なお、このことに関しましては、本年4月30日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第16号を終わります。

日程第4 議案第58号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第58号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第58号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

令和5年7月10日に工事請負契約締結の議決を賜りました町道谷地線交通安全施設整備そ

の1工事につきましては、百万石建設株式会社代表取締役、水本慶と6,270万円で工事請負契約を締結した後、令和6年1月31日に契約金額を60万3,900円増額して、6,330万3,900円に変更する第1回変更契約を締結し、令和6年3月22日に工期を令和6年5月22日に変更する第2回変更契約を締結して工事を進めてまいりましたが、さらに工事内容の変更を要したところであります。

主な変更内容は、当初確認されておりました横断管路などの埋設物の処分量が増加したものであり、これに伴い工事費が260万8,100円増額になるものであります。

このことから、当初契約額の6,270万円で第1回目の変更の60万3,900円及び今回変更の260万8,100円を加えた321万2,000円を増額した変更後の契約金額を総額で6,591万2,000円とするものであり、令和6年4月24日に工事請負変更仮契約を締結しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今説明聞いたわけですが、ちょっとのみ込めなかったのを、教えてください。横断管というのは、どういう利用をされるものであるのか、それから何か所分なのか、そこだけ確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 横断管につきましては、農業用排水がありまして、そちらの管の部分になっております。箇所数につきましては、追加で出てきたものが1か所となっております。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 確認しましたので、あれですが、聞きますが、この農業排水用といいますと、その後の管理は地元の例えば生産組合とか営農組合が管理するものなのか、その部分で問合せがあった経緯もあったのですが、その後はどのような管理になるのか、そこもちょっと説明をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

横断管等の排水につきましては、町の管理で道路住宅課のほうで管理をしておるものでございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 工期がどれくらい延びて、どれぐらいに終了することになるのかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 工期につきましては、5月22日までの延長をしておるところでございます、あともう少しで全て完了というものでございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第58号 町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更に
ついてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変
更について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第59号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負
契約の変更に
ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第59号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更に
ついて提案理由の説明を申し上げます。

令和5年8月3日に工事請負契約締結の議決を賜りました町道島線交通安全施設整備その
4工事につきましては、株式会社佐々木組代表取締役社長、佐々木和久と5,500万円で工事請
負契約を締結した後、令和6年2月15日に契約金額を17万4,900円増額して、5,517万4,900円
に変更する第1回目の変更契約を締結し、令和6年3月22日に工期を令和6年5月17日に変
更する第2回の変更契約を締結して工事を進めてまいりましたが、さらに工事内容の変更を
要したところであります。

主な変更内容は、当初確認されておりました横断管路等の埋設物の処分量が増加し
たほか、安全確保のための交通誘導員を増加したものであり、これに伴い工事費が407万
1,100円増額になるものであります。

このことから、当初契約の5,500万円に第1回変更の17万4,900円及び今回変更の407万
1,100円を加えた424万6,000円を増額した変更後の契約金額を総額で5,924万6,000円とする
ものであり、令和6年5月2日に工事請負変更の仮契約を締結しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ
せていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） これに伴う工期の延長はあるのか。そして、誘導員が増えるという
ことだったのですけれども、何日、何人増えるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 工期につきましては、5月17日までに変更をしているところ
でございます。

誘導員につきましては、ちょっと日数は把握してございませんが、総人数を232人から372人
に、140名ほど増としたものでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第59号 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第60号 給水装置の事故による損害賠償請求事件の損害賠償額を定めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第60号 給水装置の事故による損害賠償請求事件の損害賠償額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第60号 給水装置の事故による損害賠償請求事件の損害賠償額を定めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回発生いたしました事故は、相手方が所有されております矢巾町大字高田第13地割地内の住宅において、町が管理する止水栓の不具合により閉栓作業後も通水状態となっていたため、宅内の水道管が破損し、家財に浸水被害を受けたもので、令和6年1月29日に相手方からの通報があり発覚したものであります。

この事故に係る損害賠償については、公益社団法人日本水道協会が実施する水道賠償責任保険で行い、保険会社の査定から、家財の交換代金等総額333万7,755円を支払うものであり、全額を保険で賄うものであります。

今後同様の事故が発生しないよう、給水装置の管理を徹底するとともに、作業員には作業時に装置の状態を確認するよう指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 損害賠償額が337万と、非常に大きな金額ですけれども、どのような、どれだけの量のものの家財が水をかぶったのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） まず初めに、このような事案を引き起こしてしまい、大変申し訳ありませんでした。今後においては、管理等を徹底して対応したいと思います。

なお、今ご質問のありました損害賠償は、被害を与えた内容になりますけれども、給水管の破裂に伴いまして、それに伴って建物の構造部、例えば下地材である根太とか大引き、またはフローリング等、それらが水浸しによって、ちょっと言葉は不適切ですけれども、ぶよぶよな状態になっていたと、そのような状態もあります。それらが玄関とかトイレ、それらに症状がありました。トイレそのものについては、フローリングとか下地材を撤去して、新しく直して、再設置をするということで想定しております。

なお、そのほかには、トイレ配管等が壊れましたことによって台所の水栓、洗面所の同じく水栓、あとはシャワーの混合栓、あとは給湯ボイラーについても一部破損がありました。それらの交換と、あとはそれらの処分費等を含めまして、見積額に減価償却費を減じた分として330万円ほどを補償しております。

なお、大きく占める内容につきましては、やはり建物の構造部でありました下地材とか、根太とか大引き等のいわゆる躯体工事のほうが多くを占めている状態でありました。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ございませんか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 今説明は受けましたけれども、主な原因というところ、あと建物は一戸建てですか、それともアパートみたいなものでしょうか。ちょっと金額が大きいので、私の認識の中ではこれだけのものというのはなかなかないかなと思います。冬期間であったので、破裂するというのもありなのかということと、あと誰も住んでいなかったのか、住んでいたのか、そういうところでちょっと遅れたのかどうかというところ、原因を教えてください。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） お答えいたします。

まず、建物については、所有者、会社が所有している一軒家で、将来的には売買をする予定だとは聞いております。まず初めに、昨年の6月に所有者さんのほうから、その家は人が住まなくなるので、閉栓をしてくださいというような依頼がありました。それに伴いまして、水道のメーターの上流にある止水栓を止める作業を行いました。その後、12月上旬には所有者さんがその家の内装等のチェック等をした際には、特に異常はなかったという報告があります。その後、1月29日に所有者さんが家のほうを調べたら、水浸しになっていたという症状で電話がありました。

考えられるというか、閉栓作業をした際の止水栓において、当方では一応というか、しっかり閉める作業は行いました。ただ、結果論としては、それが100%閉め切れなかったのかなと思います。それに伴いまして、夏場等については、多少の水は水道管の中は流れていた。ただ、その後冬場になって、年末年始は暖かかったのですけれども、1月の中旬になるとマイナス10度ぐらいに下がっていたときもありましたので、多分それが影響して破裂をしたのかなと思います。それによって、先ほどお話しをした台所、トイレ、風呂場等に水道量とすると19トンの水が流れていたと。それが一気にばあっと流れていたというわけではなくて、閉栓の作業をして、それが100%閉め切れなかったので、だらだらだったと思います。ただ、それが19トンほど流れていたということで、家屋の建物等に浸水被害を与えたというのが想定されます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 分かりました。理由は分かりましたけれども、閉め切れていなかったということと、私は引っ越しとか何回もしているのですが、各市町村さんの水道の人から立会いがあつてと。あと、多分全部水道の蛇口を開けていたという状況だったのですか。もし住んでいない状況の中で、水道が使われているという形で漏水とかの確認も本来されるべきではないのかと、よそはメーターを見に行っているわけです。住んでいない状況であれば、ちょっとおかしいかなという、その期間もあるのですけれども、その辺のところの対応はどうだったのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

メーター検針につきましては、毎月行っていました。それで、指針としてはゼロというのは、確認は取れております。それが12月検針時まではゼロであって、1月検針時には19トンですか、そのぐらいメーターが動いていたということで、漏水があった期間とすると12月検針が終わってから通報があった間まで、約1か月間だというふうには認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。質疑よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第60号 給水装置の事故による損害賠償請求事件の損害賠償額を定めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和6年矢巾町議会定例会5月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員